

区 分	金額	内容の説明
特別な食事代	実費	入所者の希望によって特別な食事を提供した場合
理美容代	実費	入所者の希望によって提供した場合
電化製品使用料	300 円	ご利用者様の所有される個人持ちのテレビ、ラジカセ、電気毛布・あんか（冬季 11 月から 3 月）等に対して、1 製品につき一月当たり（電気料金込み）
充電使用料	100 円	携帯電話、髭剃り等充電が必要な家電製品に対し、1 製品につき一月当たり（電気料金込み）
テレビ貸出料	100 円	施設で所有しているテレビの貸出料として、一月当たり（電気料金込み）
エンゼルケア料金	5,000 円	ご利用者様の逝去に伴うエンゼル料金として、左記金額を頂きます
ご遺体安置料金	10,000 円	ご利用者様が逝去され、ご自宅等へ帰られることなく、当施設仏間より直接火葬場へ向かわれる場合等について、ご遺体安置料として、一日当たり左記金額を頂きます
移送にかかる費用	下記参照	通院等にかかる費用について、移送に伴う油代金として、当施設所在地外の場合、1 km30 円相当の移送費を頂きます（移送に関わる車両代金、人件費はいただきません）
	松江市：3,400 円 出雲市：2,400 円 大田市：1,200 円 上記以外の病院等につきましてはキロ換算で算出させていただきます	江津市：1,200 円 浜田市：1,600 円 邑南町： 500 円
特殊な医療材料費	実費	当施設のサービスに係わらず、入所時すでにご利用者様に褥瘡が発生していた場合に対する褥瘡治療シート代金や、経管栄養ご利用者様が使用する経管栄養に関する材料費、ご利用者様ご本人様の体質等により使用するたんぱく質アップ剤、オリゴ糖などに対する費用
日常生活費	実費	個人の嗜好品や個別の生活上必要なものの購入等、その際にかかる費用の負担。施設で代行しての購入や現金を預かることは基本的には行うことが出来ませんのでご理解ください
口腔ケア用品	300 円	義歯洗浄剤、歯ブラシ、歯磨き粉等、口腔内の清潔を保つために必要なもの
レクリエーション クラブ活動	実費	施設として提供する活動費は利用料金を頂くことはございませんが、ご利用者様の個別の趣向で望まれる物につきましては実費を頂きます

別表)「基本利用料表」

区分・要介護度			基本 単位	利用料	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
小規模介護福祉施設サービス費	従来型個室・多床室	要介護 1	694	6,940 円	694 円	1,350 円	2,025 円
		要介護 2	762	7,620 円	762 円	1,524 円	2,223 円
		要介護 3	835	8,350 円	835 円	1,670 円	2,505 円
		要介護 4	903	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
		要介護 5	968	9,680 円	968 円	1,936 円	2,904 円

別表)「加算料金表」

加算		基本 単位	利用料	利用者負担			加算の要件・算定回数等
				1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担	
介護度による区分なし	個別機能 訓練加算 (Ⅰ)	12	120 円	12 円	24 円	36 円	専任の機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を行っている場合（1 日につき）
	個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報 その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために 必要な情報を活用した場合（1 月につき）
	ADL 維持 等加算 (Ⅰ)	30	300 円	30 円	60 円	90 円	①利用者全員について利用開始月と当該月の翌 月から起算して 6 月目において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定 した日が属する月ごとに厚生労働省へ提出して いること。 ②調整済 ADL 利得の上位及び下位それぞれ 1 割の者を除く評価対象者の ADL 利得を平均し て得た値が、1 位以上であること。（1 月につき）
	ADL 維持 等加算 (Ⅱ)	60	600 円	60 円	120 円	180 円	ADL 維持等加算（Ⅰ）の①要件を満たすこと、 また②の ADL 利得を平均して得た値が、2 以上 であること。（1 月につき）
	初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	入所後 30 日間加算されます。30 日を超える病 院又は診療所への入院後に再び入所した場合に も同様に加算されます。（1 日につき）
	外泊時費 用	246	2,460 円	246 円	492 円	738 円	入所者が病院又は診療所へ入院された場合及び 入所者が外泊された場合は、1 月に 6 日を限度 として基本料金に代えて 1 日につき 246 円加算

							されます。ただし、入院または外泊の初日及び最終日は基本料金を頂きます。
日常生活 継続支援 加算	36	360 円	36 円	72 円	108 円		所定期間における新規入所者の総数の内、要介護度 4、5 が 70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上が 65%、痰の吸引等が必要な利用者 15%以上のいずれかの要件を満たし、介護福祉士を利用者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置に対して 1 日 36 円加算されます。
サービス 提供体制 強化加算 (Ⅰ)	22	220 円	22 円	44 円	66 円		指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 80 以上であること、若しくは 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合。(1 日につき)
栄養マネ ジメント 強化加算	11	110 円	11 円	22 円	33 円		入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養計画を多職種で共同作成し、またその情報を厚生労働省へ提出した場合。(1 日につき)
看護体制 加 (Ⅰ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円		看護師の配置に対し、1 日につき 4 円頂きます。
生活機能 向上連携 加算 (Ⅰ)	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円		①リハビリを実施している医療提供施設の理学療法士等から助言を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で施設の機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合に算定されます。 ②理学療法士等は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行った場合。(3 月に 1 回)
生活機能 向上連携 加算 (Ⅱ)	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円		①は同じ ②理学療法士等が事業所を訪問して利用者の状態を把握した上で助言を行った場合。(3 月に 1 回) ※ (Ⅰ) (Ⅱ)の併算は不可。
褥瘡マネ ジメント 加算 (Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円		施設入所時に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、少なくとも 3 月に 1 回評価を行いその結果を厚生労働省へ提出すること。多職種協働で褥瘡ケア計画を作成し定期的に記録し、見直しを行った場合。(1 月につき)
褥瘡マネ ジメント 加算	13	130 円	13 円	26 円	39 円		施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合。(1 月につき) 褥瘡マネジメン

	(Ⅱ)						ト加算(Ⅰ)と同時に定できません。
	排せつ支援加算(Ⅰ)	10	100 円	10 円	20 円	30 円	排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 6 月に 1 回評価を行い、その評価結果を厚生労働省へ提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 評価の結果適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施している場合。評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者ごとに支援計画を見直している場合。(1 月につき)
	排せつ支援加算(Ⅱ)	15	150 円	15 円	30 円	45 円	適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。又はおむつ使用ありから使用無しに改善した場合。(1 月につき)
	排せつ支援加算(Ⅲ)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる利用者に対して、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合。(1 月につき)
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	400 円	40 円	80 円	120 円	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出していること。 必要に応じて計画を見直すなど適正かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。(1 月につき)
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	500 円	50 円	100 円	150 円	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の要件に加えて、入所者の疾病の状況等の情報を厚生労働省へ提出していること。(1 月につき)
		72	720 円	72 円	144 円	216 円	死亡日以前 45 日前～31 日前に加算されます。(1 日につき)

		144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	死亡日以前4日以上～30日以下に加算されます。(1日につき)
		680	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	死亡日前日及び前々日に加算されます。(1日につき)
		1280	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	死亡日に加算されます。
夜勤職員 配置加算 (I) ロ		13	130 円	13 円	26 円	39 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合に算定。 または、見守り機器を入所者の人数の10%以上導入している場合は最低基準を0.9人以上上回っている場合に算定。(1日につき)
安全対策 体制加算		20	200 円	20 円	40 円	60 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。(入所時に1回)
退所時情 報提供加 算		250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	医療機関へ退所する入所者等の心身の状況等の情報を提供した場合、1人につき1回限り算定
生産性向 上推進体 制加算 (I)		100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	(II)の要件を満たし、見守り機器を複数導入し、職員間の役割分担の取組を行い、業務改善のデータを提供する場合。 (1月につき)
生産性向 上推進体 制加算 (II)		10	100 円	10 円	20 円	30 円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る委員会を設置し、生産性改善活動を行いデータを提供。見守り機器等のテクノロジーの導入(1月につき)
高齢者施 設等感染 対策向上 加算 (1)		10	100 円	10 円	20 円	30 円	協力医療機関と感染症の発生時の対応を行う体制を確保し、発生時の対応を取り決め、医師会等が行う院内感染対策に関する研修会に参加する場合(1月につき)
協力医療 機関連携 加算		100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	入所者等の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、診察の求めがあった場合は診療を行う体制を確保し、必要に応じて入院を受け入れる体制を確保する。(1月につき)
介護職員 処遇改善		所定 単位	左記の 単位数	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす場合(1月につき) ※基本サービス費に各種加算・減算を加えた総

	加算 (I)	数の 140/1 000	×10				単位数（所定単位数）に14.0%を加算。
--	-----------	--------------------	-----	--	--	--	----------------------

注)「日常生活継続支援加算」と「サービス提供体制強化加算(I)イ」は同時に算定する事はできません。算定要件を満たした場合、どちらかの加算を算定させていただきます。

別表)「居住費及び食費表」

①食費	1日につき1,445円		
	介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている食費の額とします。《別添資料1》		
②滞在費	基本料金1日当たり	従来型個室	1,171円
		多床室	855円
	介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている滞在費の額とします。《別添資料1》		

《別添資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～4段階）」 に該当する利用者等の負担額

○利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

★利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

利用者負担区分	対象者	預貯金額
利用者負担第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方	
利用者負担第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ	単身 650万円

	本人年金収入等※が８０万円以下	夫婦 １，６５０万円
利用者負担第３段階①	世帯全員が非課税かつ本人年金収入等※が８０万円超１２０万円以下	単身 ５５０万円 夫婦 １，５５０万円
利用者負担第３段階②	世帯全員が非課税かつ本人年金収入等※が１２０万円超	単身 ５００万円 夫婦 １，５００万円
利用者負担第４段階	世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税の方	

※公的年金等収入額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

○利用者負担第４段階の利用者の方であっても、高齢者二人暮らし世帯などでお一人が施設に入所しその利用料を負担するとご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第３段階」の利用料負担となります。

○その他詳細については、市町村窓口をお尋ねください。

施設入所者負担額一覧表

利用者負担 段階	１日当たりの居住費（滞在費）		１日当たりの食費
	従来型個室	多床室	
利用者負担 第１段階	３２０円	０円	３００円
利用者負担 第２段階	４２０円	３７０円	３９０円
利用者負担 第３段階①	８２０円	３７０円	６５０円
利用者負担 第３段階②	８２０円	３７０円	１，３６０円
利用者負担 第４段階	１，１７１円	８５５円	１，４４５円